

<b>平成 29 年 第 3 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 23 日」	
* 開会年月日時	平成 29 年 9 月 22 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	平成 29 年 9 月 22 日 午後 3 時 55 分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さんこんにちは。本日は平成 29 年第 3 回定例会の最終日であります。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本日は午前中に中学校の清流祭に出席し、その後引続いての議会であり皆さん大変ご苦労さまでございます。9 月はいろいろと行事が立て込んでいましたが、本日を含め残すところは 28 日の戦没者追悼式と 30 日の保育所の運動会の 3 日となりました。今月は台風 18 号が日本列島を縦断し列島各地に甚大な被害をあたえました。しかし、小海町は夜間に最接近した訳ではありますが、幸いにも大きな被害の報告はありませんでした。また最近になって急に衆議院が解散され 10 月 22 日が投開票になりそうだと報道があり、これまた台風と同様に忙しく日本列島を駆け巡っています。収穫の秋を迎えてまだまだ何かと忙しい時期での選挙であり、降って湧いたような衆議院の解散ですが国会での党利党略に惑わされることなく今回の選挙はしっかりと地に足が着いた賢明な判断を願うところであります。</p> <p>ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。なお暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
<b>議 長</b>	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	

議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<p><b><u>日程第2 「行政報告」</u></b></p>	
議 長	<p>日程第2「行政報告」を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。</p>
町 長	<p>あらためまして皆さんこんにちは。8月31日に開会の本定例会本日まで熱心にご審議をいただきまして本当にありがとうございました。最終日を迎えたところでございます。あらためてご提案申し上げました議案につきまして認定、可決、ご決定をよろしくお願い申し上げます。今議長さんからのご挨拶にございましたけれども、台風18号は日本列島を縦断し全国各地に大きな被害を残し北海道沖へと過ぎ去りました。そんな中心配された小海小学校の運動会は、一部変更もありましたけれども思い出に残る運動会となり無事終わることが出来ました。そして町では台風の対策会議等を行い台風の動向を注視しておりましたが、学校も休みで大きな被害もなく安堵をしたところでございます。それでは3点行政報告と専決予算につきましてお願いをさせていただきます。まず行政報告の1点目として、9月13日から各地区ごとに敬老会が開催されております。区の役員の皆さんのお力添えにより、高齢者の皆さんがそれぞれの会場において和やかに楽しい敬老会が行われております。2点目といたしまして新海誠展が9月2日より開館し議員の皆様にも鑑賞していただきましたが、昨日まで20日で3,834人入館していただきました。これは1日平均約200の方が全国各地からお越しいただいたということになります。また関連イベントとして10月7日から19日までオルゴールのワークショップ、組み紐のワークショップ、そして「星を追う子ども」の特別上映会を述べ12回に渡り行う予定でございます。この件につきましてはチラシの配布またホームページ等で皆さんにお知らせをしまいたいと考えているところでございます。これから秋の紅葉シーズンを迎え、DCのキャンペーンと相乗効果で多くの皆さんがお越しいただくことを期待しているところでございます。3点目といたしまして今日の信濃毎日新聞に掲載されましたが、中部横断自動車道八千穂高原インター以南の県内区間、小海町と南牧村の約20kmについて計画調整会議が国、県、南佐久</p>

	<p>6カ町村の担当課長が出席し昨日開催をされました。ルート帯の絞り込みとインターチェンジの位置について協議し、ルート帯につきましては国道141号線沿いを基本的に1kmルート帯の考え方が示されたところでございます。インターチェンジの位置については3ヶ所、うち小海町に1ヶ所を基本とし、引き続き長野県、沿線町村、国が連携し、地域との合意形成を図りながら取組んでいくこととなりました。なお新聞報道また長野国道事務所のホームページでこの件が発表のとおりでございますが、インターチェンジ3ヶ所についてはすべて政策インターとして設置するよう今後も強く要望をしております。次にお願ひでございます。衆議院解散に伴う選挙が来月の22日予定で執行されるとの情報があります。選挙費用につきましては全額国庫補助金でございますが、この件、そして全員協議会でご協議をいただきました小海原の畑かん、導水管の管路試掘及び測量費、これはすでに実施済みでございます。及び11月に実施予定の議員研修の経費、この3事業について選挙日程が決まり次第補正予算を作成し専決させていただきたいと思ひます。そして次の議会、今の予定では12月の第4回定例会に報告させていただきたいと、どうかご理解の程をよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に行政報告がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>それでは順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第3 「議員派遣の件」</u></p>	
議 長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を上程します。</p> <p>事務局長に朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。</p> <p>「京都府京丹後市及び兵庫県淡路市北淡町行政視察」に議事日程つづりの5ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p>

(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、「京都府京丹後市及び兵庫県淡路市北淡町」に議員を派遣することに決定いたしました。
<b><u>日程第4 「議案第32号」</u></b>	
議 長	日程第4、議案第32号 「議案第32号 賃料請求事件に係る訴えの提起について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第32号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第32号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第32号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第5 議案第33号</u></b>	
議 長	日程第5、議案第33号 「議案第33号 小海町監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長

	より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津孝徳 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 3 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 3 3 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 3 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 6 議案第 3 4 号</u></b>	
議 長	日程第 6、議案第 3 4 号 「議案第 3 4 号 小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
	(質疑なし)
議 長	これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第34号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第34号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第34号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第7 議案第35号</u></b>	
議 長	日程第7、議案第35号 「小海町観光交流拠点センターの設置及び管理に関する条例について」 を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—可決と決定)	
<p>〈総務産業常任委員会要望事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フィンランドヴィリッジの土地賃料問題については、町が転貸借したことから はじまって多くの問題が顕著になると共に解決が長引いている。課題を整理すると共に今後の教訓とされたい。</li> <li>2. 小海町観光交流拠点センターについては、町の事業計画を定め、特に松原湖高原方面への観光客誘導に重点を置くと共に、指定管理者の公募にあたっては、広く周知し、条例の設置目的に沿った法人、団体の選考について意を尽くされたい。</li> </ol>	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<p>〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>それではただ今の要望につきましてお答え申し上げます。まず第1点目のフィンランドヴィリッジの土地の賃料問題につきましては、平成4年からこれまでに生じた転</p>	

<p>貸借の問題、あるいは減額の契約の適正化がなされなかったこと、地代単価の問題等いくつかの課題が明らかになりました。今後このようなことが生じた場合、相手との交渉事項であり様々な要因もあり一律にはいかない面もありますが、これを教訓に慎重に対応してまいります。また今議会で議決をいただければ解決へと一歩進んでいくものと考えています。1日でも早い解決に努力してまいります。</p> <p>2点目の小海町観光交流拠点センターについてでございますが、この施設につきましては西の玄関口として観光振興、交流人口の増、小海町、松原湖高原方面への人の流れの誘導へと繋げ、経済の活性化に資するために重要な施設であると認識しております。町としての事業計画を定めるとともに今申し上げたことに繋がるように多くの法人、団体が応募申請していただくことを願い、町議会の議決をいただけるような法人、団体を指定できればと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>	
議長	<p>これより討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第35号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第35号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第35号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><b><u>日程第8～第17 議案第36号～認定第6号</u></b></p>	
議長	<p>日程第8、議案第36号から日程第17、認定第6号については一括して議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。</p>
(委員長報告—可決・認定と決定)	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農産物加工直売所の改修工事は完了したが、整備不十分な部分を再点検し施設の充実を図られたい。</li> <li>2. 農産物加工直売所に責任者の設置を検討されたい。</li> </ol>	

議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>それでは2点の要望につきまして答弁をさせていただきます。まず第1点目でございますが、農産物加工直売所の改修につきましては売場面積の拡張、加工室の増設、カフェコーナーの設置等を行い、本年4月にリニューアルオープンをし6ヶ月が経過をいたしました。来客数、売上等も確実に増加してきており、直売所の会の皆さんの頑張りの賜と心から感謝を申し上げます。しかし、施設について観光客をはじめ利用者、生産者からの空調設備や既存部分のクリーニングなどが不十分であるとのご意見をいただいております。利便性の向上、気持ちよくお買い物等を楽しんでいただけるように、また、野菜の鮮度の保持等を図り更なる集客や売上額の増加に繋がるよう、直売所の会の皆さんと協議をし、施設の改善・充実を図ってまいります。</p> <p>2点目でございますけれども、農産物加工直売所の責任者につきましては、現在役場職員や農産物加工直売所の会成沢会長さんをはじめ各部会長、地域おこし協力隊や直売所の職員と伴に情報を共有し管理運営に努めております。改修工事が完了しカフェや売り場面積の増などによりいくつかの課題も見えてまいりました。それを解決するために直売所の会等の関係者と協議しながら、責任者の配置について具体的な検討を進めてまいります。以上でございます。</p>	
議 長	これより「議案第36号 平成29年度小海町一般会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第36号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第36号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第36号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。

議 長	つづいて「議案第 3 7 号 平成 2 9 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 7 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 3 7 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 7 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 3 8 号 平成 2 9 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 8 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 3 8 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 8 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 3 9 号 平成 2 9 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 9 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 3 9 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 9 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いた

	しました。
議 長	つづいて「認定第1号 平成28年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。 委員長の報告は、認定であります。 認定第1号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって認定第1号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第2号 平成28年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。 委員長の報告は、認定であります。 認定第2号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって認定第2号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第3号 平成28年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。 委員長の報告は、認定であります。 認定第3号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって認定第3号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「認定第4号 平成28年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから認定第4号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、認定であります。</p> <p>認定第4号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって認定第4号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「認定第5号 平成28年度小海町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから認定第5号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、認定であります。</p> <p>認定第5号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって認定第5号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「認定第6号 平成28年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから認定第6号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、認定であります。</p> <p>認定第6号を委員長報告のとおり、認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって認定第6号は、委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
<b>日程第18 「陳情第7号」</b>	
議 長	<p>日程第18、陳情第7号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について」を議題といたします。</p> <p>陳情第7号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告—閉会中の継続審査と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>この件につきましては、総務産業常任委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。</p>
12番議員	<p>12番鷹野弥洲年でございます。継続審査としたことに異議を唱えるものであります。これにつきましては先の全員協議会でも類似の問題があり意見を述べさせていただきましたが、私は小海町は森林に囲まれた町であり私たちはその森林の中で暮らしている訳であります。その森林が小海町と言わず全国的に荒廃が進んでおります。森林の荒廃は環境破壊と共に貴重な資源を失うものであり、また資源の再生を不可能にしてしまう訳であります。そして近年は森林の荒廃が大きな自然災害の要因とも言われております。そうした中で森林の整備は喫緊の課題でございます。森林整備に対して国が十分な予算措置をなされれば良いのであります。それが難しい中であっては森林の整備を目的とした税の創設は避けられない問題であり、この税の創設に賛成をするものであります。継続審査ということでこの課題を先送りするのではなくて、議員各自が採択か否かの判断をすべきであります。したがってここに動議を提出します。</p>

	9月5日の会議で総務産業常任委員会に付託され審査中の陳情第7号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により本日審査を終了していただきたいと思っております。概ね30分をみて3時20分までに審査を終了するよう期限を切って提案するものであります。以上です。
議長	動議に賛成する方はありますか。
	(賛成の声)
議長	ただ今12番鷹野弥洲年君から総務産業常任委員会に付託され審査中の陳情第7号については、本日3時20分までに審査を終了するよう期限を付けることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第19として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と認めます。したがってこの動議を日程に追加し、追加日程第19として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。陳情第7号の動議を議題として採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	(挙手多数)
議長	したがって総務産業常任委員会で審査中の陳情第7号については、本日3時20分までに審査を終了するよう期限を付けることの動議は可決されました。 ここで総務産業常任委員会の審議が終了するまで暫時休憩といたします。 (ときに14時51分)
<u>日程第19 「陳情第7号」</u> <u>日程第22 「発議第9号」</u>	
議長	休憩前に引続き会議を開きます。(ときに15時27分) 日程第19、陳情第7号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情」及び日程第22、発議第9号、「全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第7号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—採択と決定)

議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第7号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。 したがって陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第9号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第3番 井出 幸実 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第9号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第9号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。 したがって、発議第9号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することいたします。
<b><u>日程第20 「発議第7号」</u></b>	

議 長	日程第 20、発議第 7 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置継続に関する意見書について」を議題といたします。 事務局長に発議第 7 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 5 番 小池捨吉君。
	(提案者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 7 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 7 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 7 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<b><u>日程第 21 「発議第 8 号」</u></b>	
議 長	日程第 21、発議第 8 号 「小海町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局長に発議第 8 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 8 番 篠原義従君。
	(提案者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第8号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第8号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。
議長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成29年小海町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。  <div style="text-align: right;">(ときに 15 時 55 分)</div>